

須賀川市木造住宅耐震改修助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、須賀川市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震化対策を促進し、地震による木造住宅の倒壊等の防止及び市民の安全、安心の確保を目的に、当該住宅を耐震改修する者に対し、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 須賀川市が実施した木造住宅耐震診断者派遣事業による耐震診断又は一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）に定める一般診断法又は精密診断法により地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 耐震基準 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第3項第1号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号。地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準）をいう。
- (3) 上部構造評点 建築物の各階、各方向について、保有耐力を必要耐力で除した値のうち、最小のものをいう。
- (4) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的とし、次のアからウまでに掲げる工事のいずれかに該当する工事をいう。
 - ア 一般耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上に補強又は改修する工事をいう。
 - イ 簡易耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅を0.7以上1.0未満に補強又は改修する工事をいう。
 - ウ 部分耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅を地震時の倒壊から住宅所有者等の命を守ることを目的に行う部分的な居室の補強又は改修工事で、福島県知事が定める技術基準に適合させる工事をいう。
- (5) 現地建替工事 耐震診断の結果が上部構造評点1.0未満の住宅を解体し、同一敷地内に現行基準（新耐震基準（平成12年政令第211号））及び省エネ基準（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準）を満たす住宅を新築する工事をいう。
- (6) 道路 一般の通行の用に供している公道又は私道で、須賀川市地域防災計画において指定する避難所又は避難場所の最も近い敷地出入口からの距離が、半径1km以内に存するものをいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、須賀川市内に存する木造住宅で、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 所有者が自ら居住する専用又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの）であるもの。
- (2) 工事の着手が昭和56年5月31日以前で、在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法等により建築された地上階数が3以下のもの。
- (3) 建築基準法令に違反していないもの。
- (4) 耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていないもの。
- (5) この要綱による補助金の交付を受けたことがないもの。
- (6) 補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 個人であること。
- (2) 補助対象住宅の所有者（当該対象住宅が共有に係るものである場合には、当該共有者のうちから選任された代表者1人をいう。）であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）第2条第3号に規定する「暴力団員等」でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、木造住宅耐震改修事業とし、補助対象住宅に対する耐震改修工事（耐震改修に伴い必要となる内外装工事等を含む。以下同じ。）又は道路に面する現地建替工事とする。

2 前項に定める工事は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者の設計及び工事監理によるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業に要する費用（以下「補助対象経費」という。）の5分の4以内の額で次に掲げる工事の区分に従い、当該各号に定める額を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 一般耐震改修工事 1,000,000円
- (2) 簡易耐震改修工事 600,000円
- (3) 部分耐震改修工事 600,000円
- (4) 現地建替工事 1,000,000円

(補助金の交付申請添付書類等)

第7条 規則第4条第1項に規定する申請書は、須賀川市木造住宅耐震改修助成事業補助金交付申請書（第1号様式）とし、同条に定める関係書類は次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象住宅の登記簿謄本（原本）
- (2) 住民票その他の対象住宅に自ら居住していることを証する書類
- (3) 須賀川市税の納付状況の調査に対する同意書（第2号様式）
- (4) 木造住宅耐震診断書又は結果報告書の写し
- (5) 案内図、配置図、平面図（現況及び改修後又は建替後）、基礎伏図（基礎を補強する場合）、補強計画図その他の補強又は建替方法を示す図書（計算書等含む）
- (6) 耐震補強後の耐震診断の総合評価書（建築士の記名押印のあるもの）又は現地建替において現行基準（新耐震基準（平成12年政令第211号））及び省エネ基準を満たすことを確認できる図書
- (7) 工事費見積書（補助対象経費その他の経費が判るもの）
- (8) 補助対象住宅の現況の全景を撮影した写真
- (9) 補助対象事業の設計及び監理を行う者の建築士免許の写し
- (10) 収支予算書（第3号様式）
- (11) 補助金の振込先通帳の写し

（工事の着手）

第8条 規則第8条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに当該通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）に着手するものとする。

（工事の中間確認）

第9条 補助事業者は補助事業における主な耐震補強箇所を目視できる又は現地建替工事において現行基準（新耐震基準（平成12年政令第211号））を満たすと確認できる時期に、須賀川市木造住宅耐震改修助成事業中間確認報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
 - (2) 施工写真（着工から中間確認まで）
 - (3) 確認済証の写し（建築確認申請が必要な場合）
- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合、建築住宅課に属する検査員（以下「検査員」という。）に補助事業が適切に行われているかどうか、速やかに検査させるものとする。
- 3 前項の規定による検査を行った検査員は、速やかに補助事業等中間確認検査復命書（第5号様式）により復命するものとする。
- 4 市長は、第2項に規定する検査により不備が判明したときは、中間検査結果不備事項通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。この場合において、補助事業者が当該指示に従わない場合には、その者に対し補助事業の一時停止を命ずることができるものとする。

(事業の変更又は中止)

第10条 規則第11条第1項の規定により市長に補助事業変更(中止・廃止)承認申請書を提出するときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 変更する内容を表した図書等
- (2) 変更後の耐震診断の総合評価書(建築士の記名押印のあるもの)
- (3) 変更工事見積書

(実績報告)

第11条 規則第17条第1項に規定する書類は次のとおりとし、補助事業の完了の日から起算して14日以内に補助金の交付決定があった日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 須賀川市木造住宅耐震改修助成事業実績報告書(第7号様式)
- (2) 工事費請求書又は領収書の写し(施工者の発行したものに限る)
- (3) 工事写真(中間検査以降の施工中及び工事完了後の写真)
- (4) 工事監理報告書の写し
- (5) 検査済証の写し(建築確認申請が必要な場合)
- (6) 現地建替において省エネ基準に適合して建設されたことが確認できる書類の写し
- (7) 収支決算書(第8号様式)

(補助金の額の確定)

第12条 規則第18条第1項に規定する審査及び調査等は、第9条第2項に規定する検査員が行うものとする。

- 2 前項の規定による完了報告検査を行った検査員は、速やかに補助事業等完了報告検査復命書(第9号様式)により復命するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による完了報告検査により不備が判明したときは、完了検査結果不備事項通知書(第10号様式)により補助事業者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

須賀川市木造住宅耐震改修助成事業補助金交付申請書

年 月 日

須賀川市長

〒

住 所 須賀川市

ふりがな

申請者 氏 名

電 話 ()

須賀川市木造住宅耐震改修助成事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

施 工 場 所	須賀川市				
床 面 積	1 階	㎡		着工 時期	昭和 年 月
	2 階	㎡			
	3 階	㎡	合計		
耐震診断総合評点 (改修後評点)	1 階	X ()、	Y ()		
	2 階	X ()、	Y ()		
	3 階	X ()、	Y ()		
工事の種別	一般耐震改修工事 / 簡易耐震改修工事 / 部分耐震改修工事 / 現地建替工事				
補助事業の経費 所要額 (消費税込)	全 体 工 事 費			円	
	補助対象経費			円	
補助金交付申請額	円				
工事予定期間	着工月日	年 月 日	完了月日	年 月 日	
中間確認予定月日	年 月 日				
設計・監理者	建築士登録番号	() 級建築士 () 登録第 号			
	氏 名				
	事務所登録番号	() 知事登録第 号			
施 工 業 者	事務所名				
	連絡先	電話番号 ()			
摘 要	名称・代表者名				
	連絡先	電話番号 ()			
	①補助対象住宅の登記簿謄本（原本）				
	②住民票その他の対象住宅に自ら居住していることを証する書類				
	③須賀川市税の納付状況の調査に対する同意書（第 2 号様式）				
	④木造住宅耐震診断書又は結果報告書の写し				
	⑤案内図、配置図、平面図（現況及び改修後又は建替後）、基礎伏図（基礎を補強する場合）補強計画図その他の補強又は建替方法を示す図書（計算書等含む）				
	⑥耐震補強後の耐震診断の総合評価書（建築士の記名押印のあるもの）又は現地建替において現行基準（新耐震基準（平成 12 年政令第 211 号））及び省エネ基準を満たすことを確認できる図書				
	⑦工事費見積書（補助対象経費その他の経費が判るもの）				
	⑧補助対象住宅の写真（現況の全景を撮影したもの）				
	⑨建築士免許の写し				
⑩収支予算書（第 3 号様式）					
⑪補助金の振込先通帳の写し					

同 意 書

年 月 日

須賀川市長

申請者 住 所 _____

ふりがな

氏 名 _____

生年月日 _____

私は、須賀川市木造住宅耐震改修助成事業補助金交付申請に伴い、須賀川市税の納付状況及び申告の有無の確認のため、次の税目について税務担当課に照会することに同意します。

【確認税目】

市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税

収 支 予 算 書

1 収入 (単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
補助金		
自己資金		
計		

2 支出 (単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
工事費		補助対象経費
計		

須賀川市木造住宅耐震改修助成事業中間確認報告書

年 月 日

須賀川市長

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け須賀川市指令文書記号第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、須賀川市木造住宅耐震改修助成事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

指 令 日		指 令 番 号	
施 工 場 所	須賀川市		
補助金の額	円		
工 事 期 間	着 工 月 日	年 月 日	完了予定月日 年 月 日
添 付 書 類	①工事請負契約書の写し ②施工写真（着工から中間確認までのもの） ③確認済証の写し（建築確認申請が必要な場合）		

補 助 事 業 等 の 検 査 員 指 定

上記補助事業に係る工事の遂行確認のため、検査を命ずる。

建設部 建築住宅課 職氏名 検査員

補助事業等中間確認検査復命書

補助金交付決定 通 知 番 号	第 号
補助金交付決定 年 月 日	年 月 日
申 請 者	
建 設 時 期	
担当検査員	
検査年月日	年 月 日
検 査 結 果	
上記のとおり検査結果を復命します。 年 月 日 須賀川市長 様 検査員 印	

文書記号 第 号
年 月 日

（ 氏 名 ） 様

須賀川市長 印

中間検査結果不備事項通知書

年 月 日付けで提出のあった木造住宅耐震改修助成事業中間確認報告書を検査した結果、
下記の不備事項がありましたので通知します。
不備事項につきましては、速やかに改善し、報告願います。

記

不備事項

須賀川市木造住宅耐震改修助成事業実績報告書

年 月 日

須賀川市長

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け須賀川市指令文書記号第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業が完了しましたので、須賀川市木造住宅耐震改修助成事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

施 工 場 所	須賀川市			
補助事業の経費 所要額（消費税込）	全 体 工 事 費		円	
	補助対象経費		円	
補助金の額	既に通知を 受けている額	円	確定見込額	円
完了年月日	年 月 日			
添 付 図 書	①工事費請求書又は領収書の写し（施工者の発行したもの） ②工事写真（中間検査以降の施工中及び工事完了後のもの） ③工事監理報告書の写し ④検査済証の写し（建築確認が必要な場合） ⑤現地建替において省エネ基準に適合して建設されたことが確認できる書類の写し ⑥収支決算書（第8号様式）			
軽微な変更				
工事完了の確認	この耐震改修工事は、須賀川市木造住宅耐震改修助成事業補助金交付要綱の規定に基づき適正に施工されていることを確認しました。 年 月 日 () 級建築士 () 登録 第 号 氏 名 印			

補 助 事 業 等 の 検 査 員 指 定

上記補助事業に係る工事の遂行確認のため、検査を命ずる。

建設部 建築住宅課 職氏名 検査員

収 支 決 算 書

1 収入 (単位：円)

区 分	予算額	決算額	比較増減		摘 要
			増	減	
補 助 金					
自 己 資 金					
計					

2 支出 (単位：円)

区 分	予算額	決算額	比較増減		摘 要
			増	減	
工 事 費					
計					

補助事業等完了報告検査復命書

[illegible]

文書記号 第 号
年 月 日

（ 氏 名 ） 様

須賀川市長 印

完了検査結果不備事項通知書

年 月 日付けで提出のあった木造住宅耐震改修助成事業完了報告書を検査した結果、下記の不備事項がありましたので通知します。
不備事項につきましては、速やかに改善し、報告願います。

記

不備事項